○総務省告示第二百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　豪州（ショールウォーターベイ）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年六月二十三日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　五百人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○総務省告示第二百十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　豪州（ティルパル）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年六月二十三日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　二百人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○法務省告示第百号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月二十日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属
　矢数　昌雄

○法務省告示第百一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称
　富山県社会保険労務士会
変更前の住所
　富山県富山市千歳町一丁目六番十八号
変更後の住所
　富山県富山市総曲輪二丁目一番三号富山商工会議所ビル
変更年月日
　令和六年十二月二日

○外務省告示第二百三十三号

令和六年十一月十六日にキーウで、情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和七年六月二十一日に効力を生ずる。

令和七年六月二十日

外務大臣　岩屋　毅

情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定

前文

日本国政府及びウクライナ政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、両締約国政府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

a　「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のため許可されていない開示からの保護を必要とするあらゆる形態（口頭、映像、電子、磁気又は文書の形態及び装備又は技術を含む。）の情報であって、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局によって作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄の下にあるものをいう。

b　「権限のある当局」とは、この協定の適用上、日本国に関しては政府の機関、ウクライナに関しては国の当局であって、各締約国政府により、秘密情報に関する活動（その保護を含む。）を行うことについて国内法令に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局としてそれぞれ指定されるものをいう。

c　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

d　「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

e　「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であって各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。

f　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府（ｂの規定に従って指定される権限のある当局を含む。）をいう。

g　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府（ｂの規定に従って指定される権限のある当局を含む。）をいう。

h　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

i　「第三者」とは、第三国のあらゆる政府、個人、企業、機関、組織若しくは他の団体又はこの協定の締約者でない国際機関をいう。

j　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の権限のある当局の間で送付される秘密情報をいう。

秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に、自国の国内法令に従い送付済秘密情報となる。

第二条　送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条　国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第十九条に規定するところに従って相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第四条　秘密指定及び表示

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあっては、秘密情報は、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」と表示される。

ウクライナ政府にあっては、秘密情報は、「Особливої важливості」、「Цілком таємно」又は「Таємно」と表示される。

2　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

3　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	ウクライナ	注　英語において相当する語
極秘（機密）／特定秘密（機密）	Особливої важливості	TOP SECRET
極秘／特定秘密	Цілком таємно	SECRET
秘	Таємно	CONFIDENTIAL